

きょうたんの 都市計画

平成20年3月10日発行

編集発行：京丹後市 建設部

都市計画・建築住宅課

〒629-3101【網野庁舎】

京丹後市網野町網野 353 番地の 1

電 話 69-0530

FAX 72-5421

URL <http://www.city.kyotango.kyoto.jp>

京丹後市まちづくり計画《京丹後市都市計画マスタープラン》 (骨子案) がまとまりました

京丹後市まちづくり計画』とは

京丹後市全体に関する土地の利用や生活環境に関する方向性を明らかにするとともに、これからの京丹後市の『まちづくり』の方針を取りまとめるものです。

「京丹後市まちづくり計画」では、市全体の現況や課題を整理するとともに、市民アンケートや「まちづくり懇談会」を通じて市民のみなさんの参画を得ながら、将来都市構造を明らかにし、その将来都市構造に基づいた交通、土地利用、自然・景観、都市拠点、生活環境に関するまちづくりの方針を定めます。

さらに、まちづくりの方針では、これからの京丹後市の都市計画の考え方も整理し、「京丹後市まちづくり計画」は「京丹後市都市計画マスタープラン」としての役割も果たします。

都市計画マスタープランとは、都市計画に関する課題を明らかにし、都市計画による整備の方針を総合的に定めるものです。

京丹後市まちづくり計画のイメージ

地域の拠点

- ・地域の拠点の整備
- ・安全な暮らしの基盤
- ・良好なまちの形成に向けたルールなど

農地を保全・整備するエリア

- ・農地の保全
- ・農漁村集落などの整備
- ・地域連携のための道路整備など

自然環境を保全するエリア

- ・山林の保全
- ・農村集落などの整備
- ・地域連携のための道路整備など

都市計画区域

建物が集積していたり、民間開発などが多く見られるエリア



『都市計画』とは

住みよい調和のとれたまちをつくるために、まちづくりや建築のルール、まちの基盤となる施設などをあらかじめ計画的に定めるなど、秩序あるまちづくりのための仕組みです。

まちは、建物の集まる市街地と、農地や山林などの自然的な地域から構成されています。市街地では、勝手気ままに建築や開発が行われると、住宅地に好ましくない建物が建ったり、日当たりがさえぎられたり、道路が秩序なく乱れてしまいます。また、優れた自然環境がむやみに壊されることも困ります。

そのため、土地の使い方や建物の建て方、開発する場合の道路のとり方

や自然環境の保全などに関する共通のルールをあらかじめ定めておくことで、調和とゆとりあるまちづくりが可能となります。

また、まちの快適な生活を支えるためには、道路や公園、下水道などまちの骨格となる公共施設が欠かせません。将来人口や市街地の広がり、人・物の流れ、周辺市町との関係などを考慮して、こうした施設をあらかじめ計画的

に定め、整備していくことで、住みよく、調和のとれたまちづくりが可能となります。

このように、まちづくりに必要な内容をほかの計画との相互関係を考えながら地方公共団体が定めるものが『都市計画』です。

京丹後市における都市計画の考え方

これまでに寄せられたご質問などをもとに、基本的な考え方をご説明します。

Q：なぜ今、都市計画を検討するのですか？

A：京丹後市では、合併の際に、都市計画に関する事項として次の3点を合意しました。これを踏まえて、現在、都市計画の検討を進めています。

- ①都市計画区域：当面現行どおり（峰山町の全域および網野町の一部）とし、新市において、新たな都市計画区域の検討を行う。
- ②都市計画マスタープラン：新市に移行後、まちづくりの基礎となる都市計画の基本的な方針を定めるため、住民の意見を反映して、都市計画マスタープランを策定する。
- ③都市計画税：税率は一旦ゼロとし、新市において都市計画の見直しに併せて、改めて税率を設定する。

Q：「都市計画施設」とは？ また「都市計画事業」とはどのようなものですか？

A：都市の骨格となる街路や公園、下水道、処理施設などを「都市計画施設」として都市計画決定します。

都市計画事業とは、これらの都市計画施設を建設する事業です。

Q：「都市計画税」とは、どのような税金ですか？

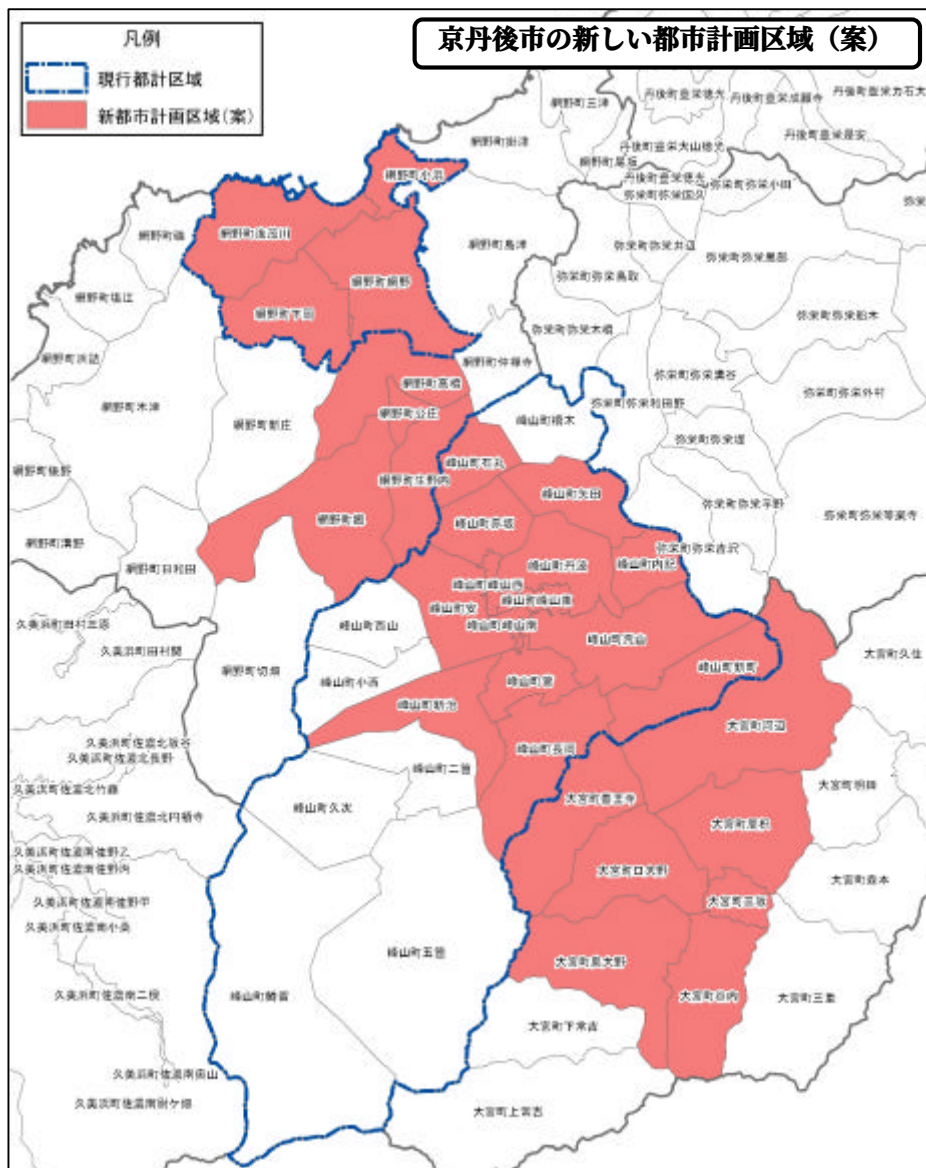
A：都市計画税は、地方税法に基づき市町村が都市計画区域内の土地および家屋に対して課税するもので、都市計画税はその区域内の都市計画事業を推進するためのみに活用します。（現在課税対象や税率などについては検討中ですが、税率は「0.3%以下」に制限されています）

Q：「都市計画区域」とはどのようなものですか？

A：京丹後市では、土地利用の現況や開発状況、人口の動向などを勘案して、峰山、網野の現都市計画区域に大宮を結ぶ一体的な都市計画区域の指定を検討しています。区域を指定することにより、区域内で行われる民間開発などを、都市計画法などの基準に則して適正に規制誘導します。また、必要な都市施設を都市計画決定し、計画的に整備します。

Q：都市計画区域とそれ以外の区域との間に格差が生じませんか？

A：公共投資は、今後も都市計画区域内外の区別なく、地域の特性や必要に応じてバランスよく進めます。公共投資の内容は、道路や学校、住宅、福祉施設、農業基盤整備など多岐にわたります。都市計画区域内においては、都市計画に定めた街路などの都市計画事業を行います。



【これまでの年度別取組概要】

平成 16 年度(合併)
・基礎データの整理

平成 17 年度
・市民アンケートの実施
・①地域別まちづくり広場の開催(計 12 回)
・庁内策定委員会(1 回)

平成 18 年度
・市民まちづくり懇談会〔各界代表と公募による 31 人〕(計 6 回)
・②地域別まちづくり広場の開催(計 12 回)
・庁内策定委員会(計 4 回)
・関係部局協議(計 5 回)

平成 19 年度
・市民まちづくり懇談会((計 2 回)
・庁内策定委員会(計 1 回)
・関係部局協議(計 5 回)
・パブリックコメントの実施(H19.8.24~9.21)
ご意見数 0

【今後の取組概要】

- ・骨子案の説明会を今年度中に各地区で開催する予定です。
- ・京都府との京丹後市原案についての協議、調整
※都市計画区域の決定については、京都府が都市計画決定を行うこととなります。
- ・都市計画税に関する関係部局での検討

【新たな都市計画区域(案)の考え方】

現行都市計画区域をもとに、各地区の立地条件、人口動向を分析し、詳細な土地利用状況や市街地の連たん状況、さらには今後の都市基盤整備等の動向を勘案して、新たな都市計画区域(案)について検討を行いました。

なお、都市計画区域の境界線については、字界を基本とした区域設定をしています。



	新都市計画区域(案)	現行都市計画区域	増減
区域面積	80.25km ²	80.58km ²	-0.33 km ²
区域内人口	30,006 人 (47.8%) ※1	21,857 人 (34.8%) ※1	+8,149 人 (+37.3%) ※3
区域内世帯数	10,565 世帯 (50.4%) ※2	7,724 世帯 (36.8%) ※2	+2,841 世帯 (+36.8%) ※3
区域内人口密度	373.9 人/km ²	271.2 人/km ²	—

※1：()内は、京丹後市全人口に対する比率(平成 17 年国勢調査)

※2：()内は、京丹後市全世帯数に対する比率(平成 17 年国勢調査)

※3：()内は、現行都市計画区域と新都市計画区域(案)とを比べた場合に、現行都市計画区域からどれだけ増減したかその割合を示しています。

京丹後市まちづくり計画 (京丹後市都市計画マスタープラン) 骨子案の概要

1 京丹後市まちづくり計画(都市計画マスタープラン)とは

1 まちづくり計画の目的

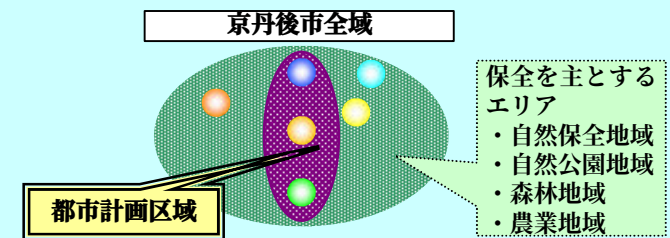
本計画では、将来の京丹後市の「まちづくりの方針」を明らかにします。

2 まちづくり計画の位置づけ

「総合計画」に基づき、土地利用や都市基盤に関する方針を明らかにし、まちづくりに必要なことから、各種関連計画と整合を図りながら定めます。

3 まちづくり計画の枠組み

市域全体の将来のまちの姿を示したうえで、規制と誘導で開発を容認する区域(=『都市計画区域』)と、保全を主として、貴重な自然や環境を保全しながら生活の利便性を図っていく区域に分けて方針を定めます。



2 まちづくりの取り組み姿勢

1 合併の効果を高める

6町合併の効果を高めるため、地域相互の連携を強化し、生活利便性の向上やまちの活性化につながる骨格づくりを重視します。

2 京丹後の多彩な資源を活かす

美しい自然や歴史文化などの多彩な地域資源を市民共有の誇りとして地域活性化に活かし、来訪者にも魅力あるまちづくりを重視します。

3 豊かで安心な暮らしを実現する

人口の減少や高齢化が進むなか、豊かで、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを重視します。

3 まちづくりの課題

1 交通条件の改善

・広域的な交通条件の改善／市内各地域を相互に結ぶ交通条件の改善

2 地域経済の活性化

・地域資源を活かした産業振興／雇用の場の確保

3 自然環境の保全と開発の調和

・優れた自然環境の保全／開発と保全の調和

4 暮らしやすさの向上

・広域的な買い物利便性の向上／高齢化に対応した地域の生活拠点の維持／住みよさを高める生活基盤の整備

5 災害の防止

・震災への対応／台風・集中豪雨被害への対応／雪害

4 まちづくりの目標

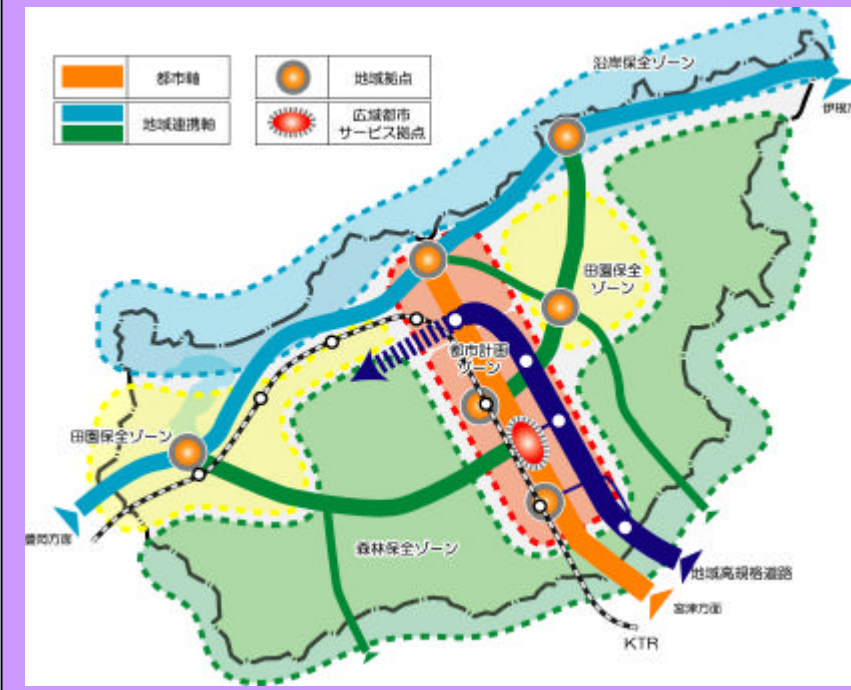
目標像

地域高規格道路を活かし **新・丹後王国** にふさわしい **交流創造都市** をめざす

人とまちを紡ぐ『みち』づくり
～地域高規格道路を活かした交通ネットワークの形成～

まちの魅力を高める『環境』づくり
～都市計画区域の設定による都市と自然の調和～

豊かで安心な『暮らしの場』づくり
～都市拠点の形成～



《軸の強化》
都市軸 (大宮～峰山～網野間)
市の南から海岸線へ連絡する南北道路軸沿道
・国道312、482号の機能強化、大宮～峰山～網野間の道路強化
・南北軸の連絡強化により、市街地間や多様な資源をネットワークし、暮らしの利便性を向上

《地域の区分(開発と保全)》
都市計画ゾーン (いきいきにぎわいゾーン*)
既成市街地および市街化の進展する区域など
・自然環境と調和したバランスある市街地の計画的な誘導
・地域高規格道路による活力ある市街地の誘導

《拠点の整備》
広域都市サービス拠点
国道312号と482号の交差点周辺の商業集積区域
・交通利便性を活かし、買回り品商業や文化、公共サービスなど、広域的な都市サービス機能の誘導

《地域の区分(開発と保全)》
沿岸保全ゾーン (交流わくわくゾーン*)
国立公園・国定公園を中心とした区域
・海岸線や周辺の自然環境保全
・集落景観、道路沿道景観形成
田園保全ゾーン (やすらぎほのぼのゾーン*)
農業集落や農業振興地域を中心とした区域
・農地の保全と利用促進、里山の自然環境の保全、集落の住環境の保全
森林保全ゾーン (体験ふれあいゾーン*)
山林部の保安林などを中心とした区域
・森林の環境や生態系の保全
・林業振興を通じた森林空間の維持管理

5 目標実現に向けたまちづくりの方針 (主な施策)

1 交通
交流を高める交通ネットワークの強化
①地域高規格道路の早期実現
◆地域高規格道路の整備促進
②地域高規格道路整備にあわせた取り付け道路の整備
◆IC取り付け道路の整備
③地域間ネットワーク道路の強化
◆大宮～峰山～網野間の道路検討
◇国府道の狭隘区間のバイパス化促進
④市街地内の道路網の整備
◆都市計画道路体系の見直し
◇狭隘道路などの改良
⑤公共交通網の強化
◇KTRやバスなどによる公共交通ネットワークの形成

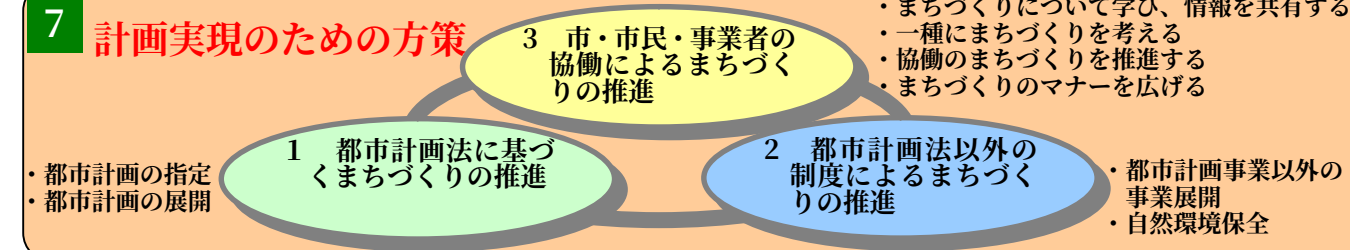
2 土地利用
市域全体のバランスある土地利用の配置
①新たな都市計画区域の設定
◆新たな都市計画区域の指定
②計画的な土地利用の配置
◆用途地域の指定
◆地区計画の指定
◇農業振興地域農用地など優良農地の適切な保全
③民間開発における適切な環境水準の確保
◇「京丹後市開発などに関する条例」の充実
◇狭隘道路沿道の適切な建築更新の仕組みの検討

3 自然・景観
魅力的な環境や景観の保全・創造
①自然環境・景観の保全
◇琴引浜、ブナ林などの貴重な自然環境の保全
◇自然景観の保全(看板や工作物などの景観規制・誘導)
②魅力ある都市景観の形成
◇沿道景観形成指針の作成
◇京丹後市の「玄関口」景観の形成
◇統一的なサイン計画の検討
③特徴あるまち・集落景観の保全
◇京丹後市住民景観形成条例の運用
◆景観地区などの指定
◇集落景観などの特性に基づくデザイン指針の作成

4 都市拠点
暮らしと活力を支える拠点機能の強化
①既存中心市街地の維持強化
◆商業機能の維持強化や良好な居住環境形成に向けた用途地域などの指定
◇小公園やイベント広場の整備
②広域都市サービス拠点の形成
◆商業系用途地域の指定
③工業団地の整備充実
◆森本工業団地の整備
◆工業団地造成事業などによる新たな工業団地整備の検討
④シビックゾーンの形成
◇シビックゾーンの形成の検討

5 生活環境
安全・安心で快適な生活環境の整備
①上水道の整備
◆施設の統合整備など
②下水道の整備と水環境の保全
◆公共下水道などの整備
③自然災害の防止
◆建築物の耐震化の促進
◆河川整備計画の確立と促進
④高速情報通信網の整備
◆ブロードバンド網の整備
⑤公共空間のバリアフリー化
◆公共施設などのバリアフリー化
⑥都市公園などの整備
◆整備済み都市公園の維持管理
◆八丁浜シーサイドパークの整備推進
◆銚子山古墳の保存と活用
◆久美浜湾周辺、離湖周辺などの環境整備
⑦住宅の供給
◇公営住宅の整備
⑧ごみ処理施設などの整備
◆ごみ処理・リサイクルプラザの検討
⑨火葬場の整備
◆火葬場の整備

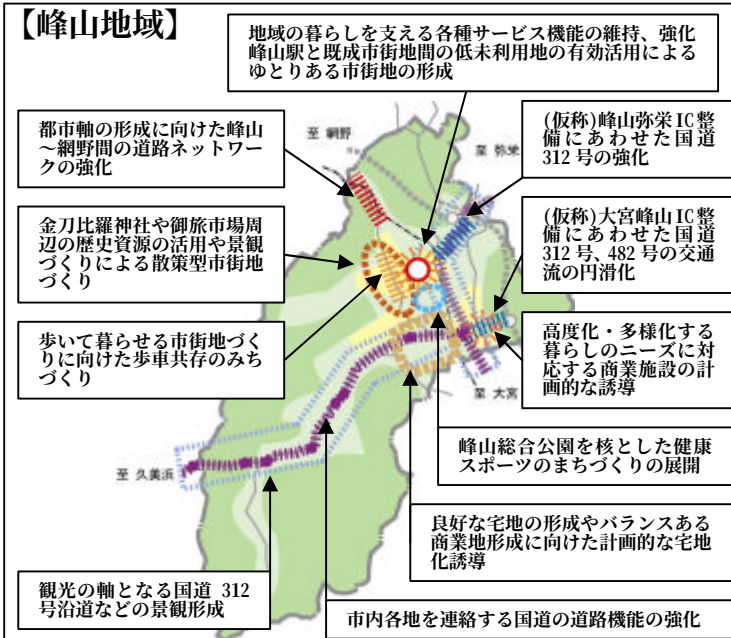
6 地域別のまちづくりの方針
詳細は、次頁を御覧ください。



◆印：都市計画として取り組む事項
◇印：都市計画以外として取り組む事項

6 地域別のまちづくりの方針

地域別のまちづくりの方針は、まちづくり広場で議論された内容をもとに、「まちづくりの目標」や「目標実現に向けたまちづくりの方針」を踏まえて、6地域のこれからのまちづくりの方向性について示したものです。



主なまちづくりの方針

◇商業集積の高い峰山地域への連絡性を高める交通ネットワークの強化

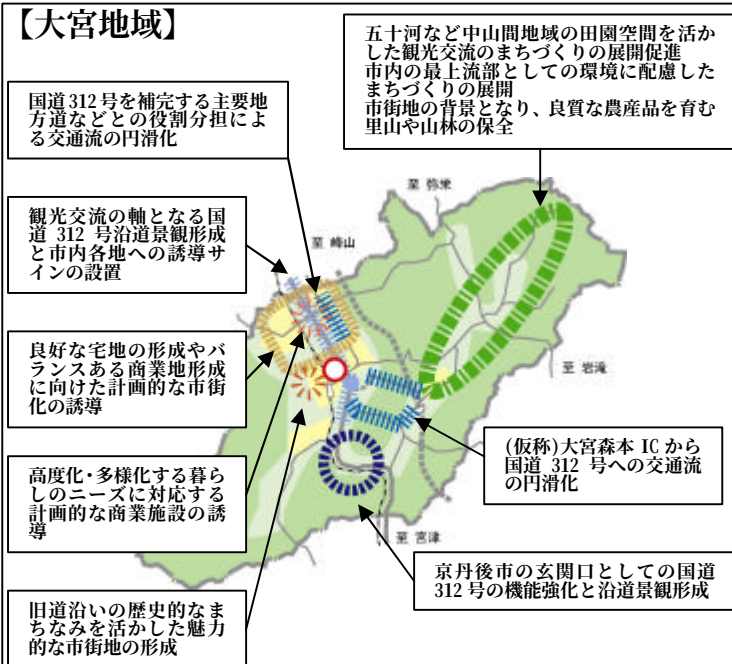
- ・市内各地を連絡する国道の道路機能の強化
- ・都市軸の形成に向けた峰山～網野間の道路ネットワークの強化

◇御旅市場周辺の歴史や文化を活かした魅力的なまちの形成

- ・金刀比羅神社や御旅市場周辺の歴史資源の活用や景観づくりによる散策型市街地づくり
- ・良好な宅地の形成やバランスある商業地形成に向けた計画的な市街化誘導

◇広域都市サービス拠点との連携・役割分担による魅力ある地域拠点の形成

- ・峰山駅と既成市街地間の低未利用地の有効活用によるゆとりある市街地の誘導
- ・多様化する暮らしのニーズに対応した商業施設などの計画的な誘導



主なまちづくりの方針

◇京丹後市の玄関口としての交通機能の強化と沿道景観の形成

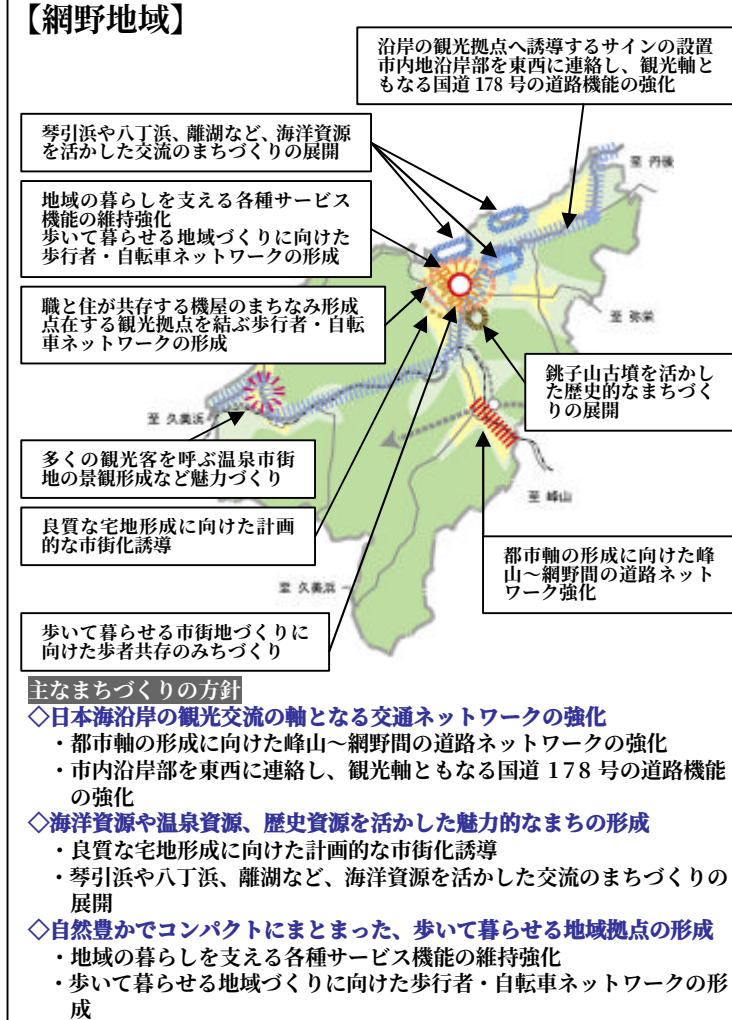
- ・京丹後市の玄関口としての国道 312 号の機能強化と沿道の景観誘導
- ・(仮称)大宮森本 IC から国道 312 号への交通流の円滑化

◇バランスある土地利用による住環境と営農環境の保全

- ・良好な宅地の形成やバランスある商業地形成に向けた計画的な市街化誘導
- ・五十河など中山間地域の田園空間を活かした観光交流のまちづくりの展開促進

◇国道バイパス周辺の商業集積との役割分担による地域拠点の形成

- ・京丹後市の玄関口として、市内各地の情報を提供する拠点の形成
- ・旧道沿いの歴史的なまちなみを活かした魅力的な市街地の形成



主なまちづくりの方針

◇日本海沿岸の観光交流の軸となる交通ネットワークの強化

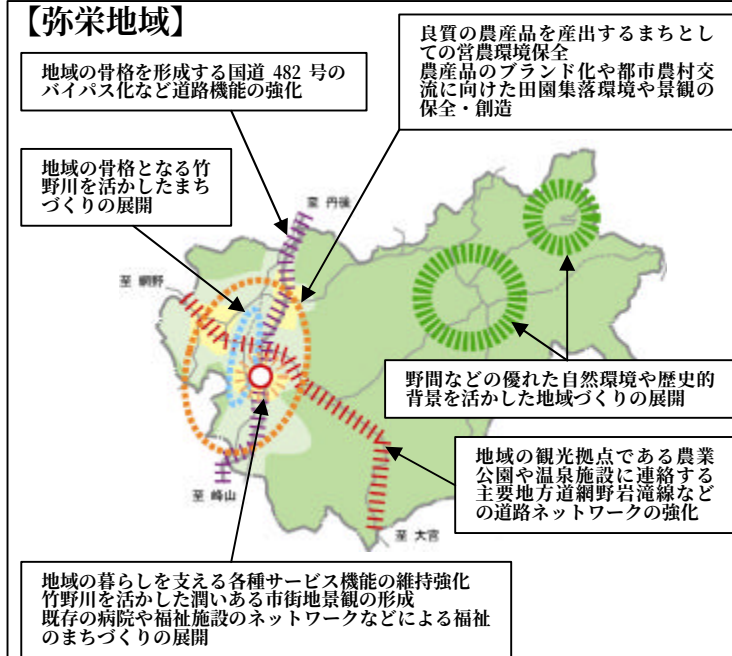
- ・都市軸の形成に向けた峰山～網野間の道路ネットワークの強化
- ・市内沿岸部を東西に連絡し、観光軸ともなる国道 178 号の道路機能の強化

◇海洋資源や温泉資源、歴史資源を活かした魅力的なまちの形成

- ・良質な宅地形成に向けた計画的な市街化誘導
- ・琴引浜や八丁浜、離湖など、海洋資源を活かした交流のまちづくりの展開

◇自然豊かでコンパクトにまとまった、歩いて暮らせる地域拠点の形成

- ・地域の暮らしを支える各種サービス機能の維持強化
- ・歩いて暮らせる地域づくりに向けた歩行者・自転車ネットワークの形成



主なまちづくりの方針

◇地域を結ぶ交流軸としての交通機能の強化

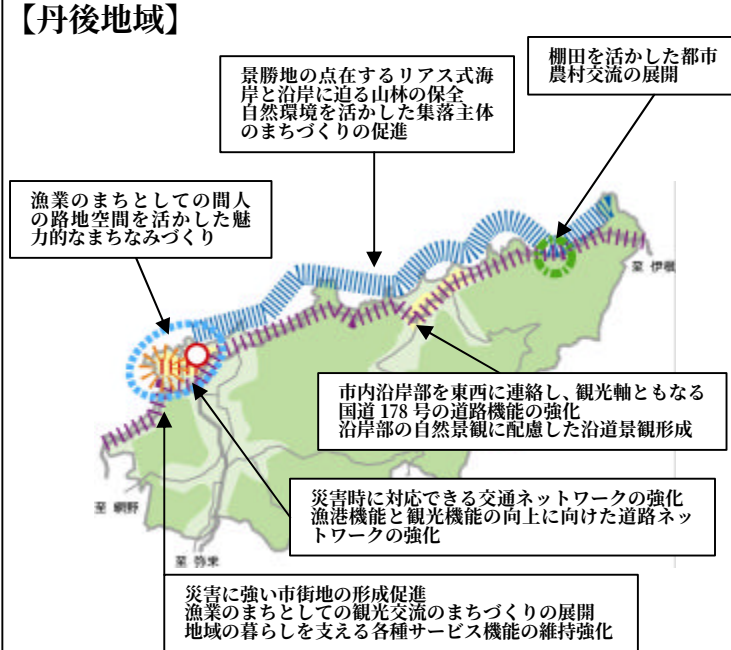
- ・地域の骨格を形成する国道 482 号のバイパス化など道路機能の強化
- ・地域の観光施設拠点である農業公園や温泉施設に連絡する主要地方道網野岩滝線などの道路ネットワークの強化

◇田園環境の保全による魅力的なまちの形成

- ・農産品のブランド化や都市農村交流に向けた田園集落環境や景観の保全・創造
- ・野間などの優れた自然環境や歴史的背景を活かした地域づくりの展開

◇農業の高度化などによる地域拠点の維持・強化

- ・地域の暮らしを支える各種サービス機能（市民局、病院、商店街など）を取り込んだ地域核の維持強化
- ・竹野川を活かした潤いある市街地環境の形成



主なまちづくりの方針

◇京丹後市の東の玄関口としての交通機能の強化

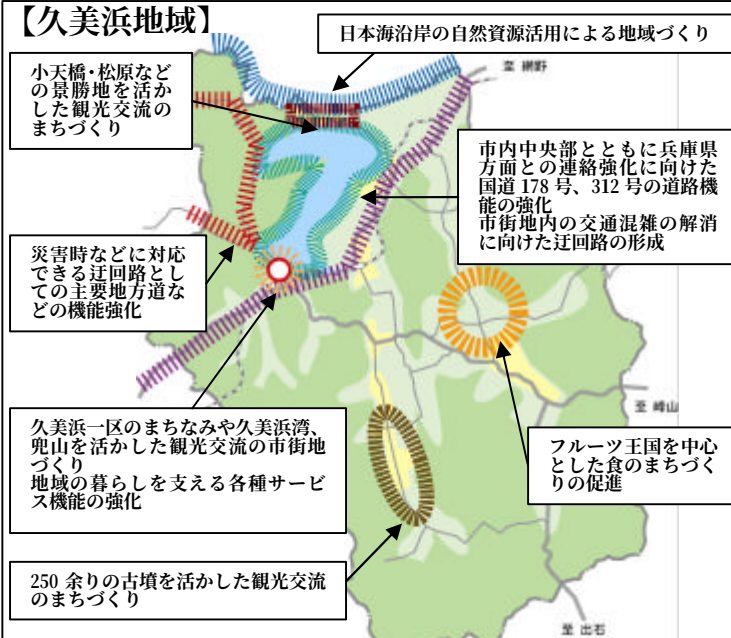
- ・市内沿岸部を東西に連絡し、観光軸ともなる国道 178 号の道路機能の強化
- ・災害時に対応できる交通ネットワークの強化

◇リアス式海岸による特徴的な景観などを活かした魅力的なまちの形成

- ・景勝地の点在するリアス式海岸と沿岸に迫る山林の保全
- ・漁業のまちとしての間人の路地空間を活かした魅力的なまちづくり

◇観光交流の活性化による地域拠点の維持・強化

- ・地域の暮らしを支える各種サービス機能（市民局、病院、商店街など）を取り込んだ地域核の維持・強化
- ・漁業のまちとしての観光交流のまちづくりの展開



主なまちづくりの方針

◇京丹後市の西の玄関口としての交通機能の強化

- ・市内中央部とともに、兵庫県方面との連絡強化に向けた国道 178 号、312 号の道路機能の強化
- ・久美浜湾周辺の各種資源の有効活用に向けた周遊ルートの形成

◇久美浜湾や、食と農、古墳群などの活用による魅力的なまちの形成

- ・小天桥・松原などの景勝地を活かした観光交流のまちづくり
- ・250 余りの古墳を活かした観光交流のまちづくり
- ・フルーツ王国を中心とした食のまちづくりの推進

◇観光交流による地域拠点の維持・強化

- ・地域の暮らしを支える各種サービス機能（市民局、病院、商店街など）を取り込んだ地域核の維持強化
- ・久美浜一区の歴史的なまちなみや久美浜湾、兜山を活かした観光交流の市街地づくり

【都市計画事業で整備された施設紹介】その7

都市計画事業で、整備を行ってきた都市施設を順次紹介するコーナーです。

今回は、京丹後市内の「都市公園」について、公園面積についての状況を簡単にご説明いたします。

網野八丁浜シーサイドパーク



峰山総合公園



峰山途中ヶ丘公園



【都市公園の現況】

現在、市内には、5箇所、20.5haの都市公園があります。都市計画区域内人口に対する1人当たりの公園面積は8.91㎡で、京都府平均よりも大きいものの、近隣都市の中では下位の方です。

【都市計画区域内1人当たり公園面積の比較】

〔平成17年度〕（出典：京都府統計書）

京都府	6.11 ㎡/人	福知山市	22.42 ㎡/人
舞鶴市	10.84 ㎡/人	綾部市	13.28 ㎡/人
宮津市	7.49 ㎡/人	京丹後市	8.91 ㎡/人

■都市公園の種類別箇所数と面積（平成19年4月現在）

		総 数				都市計画区域 内人口（千人）	1人当たり面積 （㎡/人）
			街区公園	地区公園	総合公園		
京丹後市	箇所数（箇所）	5	2	1	2	23	8.91
	面積（ha）	20.5	0.4	7.6	12.5		
峰山都市計画 区域内	箇所数（箇所）	4	2	1	1	14	10.14
	面積（ha）	14.2	0.4	7.6	6.2		
網野都市計画 区域内	箇所数（箇所）	1	0	0	1	9	7.00
	面積（ha）	6.3	0	0	6.3		

【編集後記】

あれだけ暑かった夏が終わり、めっきり寒くなりました。
日の入りが早くなり、公園を散歩・ジョギングなどで利用されるかたも足元に
気をつけてご利用してください。園路灯の電球が切れているなどお気づきのこ
とがありましたら、公園管理人または都市計画・建築住宅課（69-0530）
までご連絡をお願いします。

この京丹後市都市計画マスタープラン・広報紙の内容へのご意見・ご
質問は、都市計画・建築住宅課（69-0530）までお寄せください。

